

－朝鮮学校の子どもたちに笑顔を－ 大阪朝鮮学園支援府民基金(大阪府民基金)立ち上げ集会

ところ：クレオ大阪中央
と き：2012年6月16日

プログラム

主催あいさつ 「朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪（無償化連絡会・大阪）」から
伊地知紀子（大阪市立大学）共同代表
宇野田尚哉（大阪大学）共同代表

講 演 ①「大阪府・市の補助金削減の経緯と問題点」
藤永 壮（大阪産業大学）無償化連絡会・大阪共同代表
特別報告、師岡康子さん「朝鮮学校の高校無償化排除と補助金カット関連の国際人権機関からの勧告・発言」
②「大阪朝鮮学園支援府民基金について」
高龍秀（甲南大学）無償化連絡会・大阪事務局

各地からの報告 東京、愛知での活動、訴訟準備 等

会場からの発言 保護者（オモニ会、アボジ会、支える会 ほか）

閉会あいさつ 無償化連絡会・大阪 丹羽雅雄（弁護士）共同代表



大阪府民基金の口座ができました！

「高校無償化」による補助金適用もされておらず、従来のおおさ府・おおさ市の補助金も打ち切られました。
以下にお振り込み頂けたら助かります。どうぞよろしくお願いいたします。

個人1口1,000円、団体1口1万円（何口でも歓迎）

ゆうちょ銀行 店名〇九九 当座 0164342
郵便振替口座記号 00980-6-164342
ミレ信用組合 西成支店 普通口座 1088887

口座名義：大阪朝鮮学園支援府民基金
口座名義：大阪朝鮮学園支援府民基金
口座名義：大阪朝鮮学園支援府民基金

主 催：朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪（無償化連絡会・大阪）

問合せ：大阪市北区西天満 3-14-16 西天満パークビル 3号館 たんぽぽ総合法律事務所

講演①『大阪府・大阪市補助金停止の経緯とその問題点』

2012/06/16 藤永 壮（大阪産業大学）

大阪府補助金の停止：2012 年 3 月以降の経緯 ⇒表 1

- 「大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱」の改悪＝拡大した「4 要件」を明文化

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①日本の学習指導要領に準じた教育活動を行うこと②学校の財務情報を一般公開すること③特定の政治団体と一線を画すこと④特定の政治指導者の肖像画を職員室を含む教室から外すこと |
|---|

大阪朝鮮学園などに通知（2012/02/20）→施行（03/07） ⇒表 2

- 大阪朝鮮学園、初・中級学校職員室の肖像画を外し、府に 8 校分の補助金支給申請書を提出^①（03/09）

府私学・大学課、4 要件確認作業開始（03/10）：写真撮影、授業参観など

松井府知事、補助金 7 校分（約 7300 万円）追加の補正予算案提案の方針表明（03/12）

- 初・中級学校生徒の平壤での迎春公演出演について、一部議員が 4 要件に抵触と主張
- 松井府知事、訪朝は朝鮮総聯の行事ではないことを朝鮮学園側が証明しなかったとして、補助金不交付を決定（03/19）

府、補助金不交付決定通知書を朝鮮学園に送付（03/29）

問題点（大阪府補助金について）

- 4 要件の不当さ(1)：「日本の学習指導要領に準じた教育活動」を強要→教育内容への干渉
「内容につきましては、異なる見解のある歴史的な事象については両論を教えるということ」を要件にいたしておるところでございまして、そういう意味で日本の学習指導要領に準じた教育がなされておると。その他授業時間数等々を含めましても、日本の学習指導要領に準じた教育がなされているというふうに考えておるところでございまして。

（2011 年 12 月 19 日、府議会 9 月定例会教育常任委員会での市橋康伸私学・大学課長の答弁）

しかし府議会では教育内容への攻撃が相次ぐ（独島・東海、敬称など）

→今後も拡大解釈の可能性

- ①朝鮮学校の教育は、カリキュラム、授業時間数、教員の資質などにおいて一条校と遜色ない→多くの大学が受験資格を認定＝補助金の根拠
- ②朝鮮学校は各種学校なので「学習指導要領に準じ」る必要はないし、「学習指導要領に準じ」ては民族教育（朝鮮語、朝鮮史科目の設置など）はできない
だから国の「無償化」基準でも「個々の具体的な教育内容については基準としない」

- 4 要件の不当さ(2)：肖像画

^① 1 校は生徒数が補助対象基準に達していないため申請できず。

建国者・政治指導者などの写真掲示は、とくに第三世界諸国ではしばしば見られる

→「国民」統合の象徴、アイデンティティの確立

- 4 要件の不当さ(3)：「特定の政治団体と一線を画すという要件につきましては、政治的中立性の観点から、学校法人が特定の政治団体等と人的関係や財政的関係を持たないということとともに、学校といたしましても特定の政治団体が主催する行事には参加しないということを求めたものでございます。」(2011 年 10 月 11 日、府議会 9 月定例会教育常任委員会での市橋康伸私学・大学課長の答弁)

→拡大解釈の可能性、そもそも祖国との関係を断てという暴論

- 4 要件をたてに教育内容への干渉がエスカレート

《肖像画》 教室から職員室（学校全体）へ拡大

「現在、北朝鮮による日本人拉致問題というものがまだ全然解決していない中、朝鮮総連の実質的な指導者である人物の肖像画を児童や生徒が頻繁に出入りする職員室に掲揚するということは、実質的に教室に肖像画を掲揚することと同等の意味合いを持つと私は考えております。」(2011 年 10 月 11 日、府議会 9 月定例会教育常任委員会での池下卓議員の発言)

《「両論」の教育》 授業参観などを通じた確認作業の実施

「異なる見解のある歴史的事象について、副教材を活用して実際に授業が行われているかどうかについて、改めて確認をして執行していきたいというふうに考えております。」

(前掲、2011 年 12 月 19 日、市橋課長の答弁)

- 排除の論理

私学・大学課：「4 要件は補助金交付の条件、教育内容に直接干渉しているわけではない」
維新の会など：「反日教育を行い、拉致の責任者に敬称を使う学校に補助金は出せない」

- なお「私立高等学校等授業料支援補助金」(旧・授業料軽減補助金)は「高校無償化」と連動、年収 350 万円未満(2011 年度入学生より年収 610 万円未満)の世帯については授業料無償化のため、国の支援額との差額を支給

→しかし実際に朝鮮学校へ支給されるかは不透明 ⇒表 3

大阪市補助金への波及＝停止

- 大阪朝鮮学園、大阪市へ補助金申請書提出(2011/09/09)

以後、大阪市は 3 月まで交付・不交付決定を留保

- 橋下徹前大阪府知事が大阪市長に当選(11/27)

大阪市総務課の説明：「補助金の交付にあたっては、各種学校の主管官庁である都道府県(大阪府)の動向を無視することはできない」

- 橋下市長が改めて「大阪府と同様の取扱い」を指示(2012/02/23)

市総務課、大阪朝鮮学園に「5 要件」を提示(03/08)：「朝鮮総連との関係を清算すること」

のちに総務課は「これは新聞報道等をもとに作成したものであり、正確なものではありませんでした」と弁明＝事実上、撤回

- 市総務課、大阪府私学・大学課の 4 要件確認作業に同行(03/10～、初・中級学校の職員

室や教室写真撮影、「両論」の授業内容確認など)

- 松井府知事、補助金不交付を決定 (03/19)
大阪市、市内の初・中級学校 8 校への補助金約 2700 万円の不交付を決定 (03/22)
大阪市の補助金交付要綱改悪：第 2 項に大阪府より補助金が交付される学校法人を対象とする旨を追加 (03/27) ⇒表 4
市総務課、朝鮮学校へ補助金不交付決定通知書送付 (03/30)
- 不交付の理由
改悪された補助金交付要綱第 2 項の当該年度の「大阪府私立外国人学校振興補助金」の交付対象法人でないため

問題点（大阪市補助金について）

- 事務手続きの不誠実さ、無責任さ
審査手続きの遅延②：朝鮮学園側の再三の問い合わせにも拘わらず、市長の指示を理由に
→申請に対する応答義務違反（大阪市行政手続条例第 7 条③違反）
「5 要件」の提示：後日、不正確だったと弁明
→府補助金交付要件の杜撰な理解、ひたすら「府に歩調を合わせる」の一点張り
- ルール破り
年度末になっての要綱（ルール）改悪
→大阪府の動向に合わせることを名目として、交付のルール自体を変更
予算は市会の審議、採決で決定されたにも拘わらず、補助金不交付は市会に諮らず
→市会無視であり、ひいては市民を無視した行為
→大阪市は「補助金の交付決定等については議決事項には該当せず、市長の判断」「あくまでも審査の結果、不交付とした」とするが、その審査のルール自体を変更
- 結論として朝鮮学校だけを標的にした差別的措置
①要綱改悪（03/27）より不交付決定（03/22）が先：大阪朝鮮学園が要綱に定めた交付対象に該当しなかったのではなく、朝鮮学園を除外するために要綱を改正
②「朝鮮総聯との関係を清算すること」：他の外国人私立学校に対しては無意味な内容、不正確と弁明しても朝鮮学園だけを排除する意図という事実は消えない
- 大阪市の私学補助金廃止案

② 要綱第 8 項（決定の通知）「市長は、第 5 項及び第 6 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書（様式 4）を、申請を受理してから 60 日以内に、当該申請をした学校法人に対して交付する。／(2)市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、交付しない理由を付した補助金不交付決定通知書（様式 5）を、申請を受理してから 60 日以内に、当該申請をした学校法人に対して交付する。」

③ 大阪市行政手続条例第 7 条（申請に対する審査及び応答）「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」

差別的措置をもって朝鮮学園を除外したうえ、補助金制度そのものを廃止 ⇒表 3

→民族教育否定のメッセージ＝差別煽動の可能性

「市政改革プラン」へのパブリックコメントではほぼ全員が反対（賛成 1、反対 429）

⇒表 5

国際人権法はマイノリティの教育＝民族教育の権利を保障

- 国家や地方自治体は、マイノリティの教育の実現と促進を図るために積極的措置を講じる義務
自由権規約（国際人権 B 規約）、子どもの権利条約、マイノリティ権利宣言など
- 国連人種差別撤廃委員会総括所見^④
「委員会は、子どもの教育に差別的な効果をもたらす行為に懸念を表明する。そのような行為には、以下のものが含まれる。[中略]／(e)締約国において現在、公立および私立の高校、高等専門学校、高校に匹敵する教育課程を持つさまざまな教育機関を対象とした、高校教育無償化の法改正の提案がなされているところ、そこから朝鮮学校を排除すべきことを提案をしている何人かの政治家の態度」（パラグラフ 22、2010 年 3 月 16 日公表）
- 国連社会権規約委員会の日本政府に対する質問事項（list of issues）^⑤
「民族的マイノリティ、移民家族に属する子どもたち、とりわけコリアに起源を持つ子どもたちに対する根強い差別に対してとった方策の効果について情報を提供してください。また公立学校において、これらの子どもたちが、自らの言語や文化の教育を含む、経済負担可能な教育へのアクセスを保障しようと取った方策も示してください。国家がマイノリティの学校に対して与えている財政支援に関する詳細な情報を提供してください。」（パラグラフ 28、2012 年 6 月 5 日公表）

支援の輪を広げよう

- 横田滋さんの意見
「生徒には日本永住権がある。間違っただけでもないことを教える学校には出さないというのは解るけれど、拉致を理由に朝鮮学校に補助金を出さないのは筋違いだと思います。単なるいやがらせです。」（横田滋・横田早紀江『めぐみへの遺言』幻冬社、2012 年、199 頁）。
- 韓国挺身隊問題対策協議会が基金への寄付第 1 号

^④ 日本語訳は、反差別国際運動（IMADR）のページ（<http://www.imadr.org/japan/multi/CERD%20supervised%20ver.pdf>）。

原文は、United Nations Human Rights CERD/C/JPN/CO/6（<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cerd/cerds76.htm>）。

^⑤ 社会権規約に関する第 3 回日本政府報告書に関する質問（E/C.12/JPN/Q/3）。
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/cescrwg49.htm>。

【表 1】「高校無償化」、大阪府・大阪市補助金に関する動き（2012/03/01～）

03/01	「朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪」（以下、連絡会・大阪）結成集会（阿倍野区民センター、800 人）
03/02	「民族教育を支える研究者、大学教員のネットワーク・関西」、要請書を大阪府に提出、私学・大学課と交渉
03/07	大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱に「4 要件」を盛り込む改悪（02/20 大阪朝鮮学園などに通知）
03/08	連絡会・大阪、要請書を府に提出、私学・大学課と交渉 大阪市総務課、大阪朝鮮学園に、大阪府の「4 要件」に類似する「5 要件」を提示
03/09	大阪朝鮮学園、初・中級学校職員室の肖像画を外し、府に 8 校分の補助金支給申請書を提出（1 校は生徒数が補助対象基準に達していないため申請できず）
03/10	府私学・大学課、4 要件確認作業開始（市総務課も同行）。府下すべての初・中級学校の職員室、教室などを写真撮影
03/12	松井府知事、補助金 7 校分（約 7300 万円）追加の補正予算案を、府議会に提案する方針を表明 府私学・大学課、すべての初・中級学校で授業参観。いわゆる「両論」の授業内容について確認（03/14 まで）
03/13	府私学・大学課、大阪朝鮮学園に対する財務調査実施（03/15 まで）
03/15	府私学・大学課、大阪朝鮮学園が教科書編纂委員会に対し、教科書内容に関する申し入れを行ったことを確認
03/16	RENK、01/25 に朝鮮初中級学校生徒が出演した平壤での迎春公演のビデオを公表。府議会で大阪維新の会所属議員が 4 要件に抵触と主張
03/19	松井府知事、訪朝は朝鮮総聯の行事ではないことを大阪朝鮮学園が証明しなかったとして、補助金不交付を決定
03/22	連絡会・大阪、大阪維新の会府議へ要請行動 大阪市、市内の初・中級学校 8 校への補助金約 2700 万円の不交付を決定
03/23	大阪朝鮮学園・弁護士・支える会の三者による提訴に向けての勉強会（第 9 回）
03/26	連絡会・大阪、自民党・民主党市議へ要請行動、市総務課と交渉
03/27	市、補助金交付要綱改悪。第 2 項に大阪府から補助金が交付される学校法人を対象とする旨を追加
03/29	府、大阪朝鮮学園へ補助金不交付決定通知書送付
03/30	市、大阪朝鮮学園へ補助金不交付決定通知書送付 肖像画などを外した学校法人大阪中華学校には交付決定通知書を送付 連絡会・大阪、大阪市に対し、補助金不交付についての質問状を送付
04/18	連絡会・大阪、正午より府庁前での抗議行動（以後、毎週火曜日実施）
04/19	連絡会・大阪、公明党市議へ要請行動
04/26	提訴に向けての三者勉強会（第 10 回）
05/10	連絡会・大阪、共産党市議へ要請行動
05/20	連絡会・大阪、「朝鮮学園を支援する会全国交流集会」へ参加
05/21	提訴に向けての三者勉強会（第 11 回）
06/12	韓国挺身隊問題対策協議会、大阪府知事に要請書提出

【表 2】大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱（新旧対照表）

旧（2011 年 8 月施行）	新（2012 年 3 月施行）
（補助金の交付対象とする学校法人等） 第 2 条 補助金の交付対象とする学校法人又はその設置する外国人学校は、次の各号のすべてに該当するものとする。	（補助金の交付対象とする学校法人等） 第 2 条 補助金の交付対象とする学校法人又はその設置する外国人学校は、次の各号のすべてに該当するものとする。
(1)学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号。以下「会計基準」という。)に準拠した会計処理を行っていること	(1)学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号。以下「会計基準」という。)に準拠した会計処理を行うとともに、 <u>財務情報を一般に公開していること</u>
(2)生徒に対する教育活動に一定以上の経費を支出していること	(2)生徒に対する教育活動に一定以上の経費を支出していること
(3)国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと	(3)国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと
(4)当該年度の 5 月 1 日に在学する生徒の数が一定以上であること	(4)当該年度の 5 月 1 日に在学する生徒の数が一定以上であること
(5)概ね幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の修学年齢に相当する生徒に対し、 <u>その修学年齢に相応な教育を行っていること</u>	(5)概ね幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の修学年齢に相当する生徒に対し、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 38 条に規定する <u>幼稚園教育要領</u> 、同規則第 52 条に規定する <u>小学校学習指導要領</u> 、同規則第 74 条に規定する <u>中学校学習指導要領</u> 又は同規則第 84 条に規定する <u>高等学校学習指導要領に準じた教育をそれぞれ行っていること</u>
	(6)私立学校法第 35 条第 1 項（同法第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する <u>理事及び監事が、特定の政治団体（公安調査庁が公表する直近の「内外情勢の回顧と展望」において調査等の対象となっている団体をいう。ただし、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 2 項に規定する政党を除く。以下同じ。）の役員を兼務していないこと</u>
	(7)学校法人が、特定の政治団体への寄附又は特定の政治団体からの寄附の受入れをしていないこと
	(8)特定の政治団体が主催する行事に、 <u>学校の教育活動として参加していないこと</u>
	(9) <u>政治指導者の肖像画（特定の人間の外観を表現した絵画や写真等をいう。）を教室等に掲示していないこと</u>
	(10)その他知事が必要と認める事項

付 則 この要綱は、平成 23 年 7 月 27 日から施行し、平成 23 年度の事業から適用する。	付 則 この要綱は、平成 23 年 7 月 27 日から施行し、平成 23 年度の事業から適用する。
	付 則 この要綱は、平成 24 年 3 月 7 日から施行し、平成 23 年度の事業から適用する。

【表 3】大阪府・大阪市補助金の予算化・執行状況

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
大阪朝鮮高級学校				
私立外国人学校 振興補助金	2,765 万円執行 (生徒一人当たり年 額 69,300 円)	2,716 万円予算化 →執行停止	予算化せず	予算化せず
授業料軽減補助 金(～2009) →授業料支援補 助金(2010～)	軽減補助金 6,412 万円執行	支援補助金 予算化→執行停止	支援補助金 予算化せず	支援補助金 予算化せず
大阪府内の朝鮮初中級学校(大阪市 8 校、東大阪市 1 校)				
私立外国人学校 振興補助金	9,334 万円執行 (生徒一人当たり年 額 69,300 円)	8,724 万円予算化 2011 年 3 月 24 日 に執行	約 800 万円のみ補 正予算に計上 →執行停止	予算化せず
大阪市補助金 (東大阪朝鮮初 級学校を除く)	約 2,700 万円執行	約 2,650 万円執行	約 2,700 万円予算 化→執行停止	予算化せず (廃止方針)

過去、最高で総額約 2 億 7000 万円(2003 年)あった補助金がほとんどゼロに
一方、大阪府下私立高校授業料無償化の範囲拡大(2011 年度新入生より年収 650 万円未満な
ら実質無償)⑥→格差の深刻化⑦

⑥ 2010 年度の年収 350 万円未満から、2011 年度新入生より 610 万円未満の世帯に実質無償化
を拡大。授業料公費負担額(就学支援金〔国〕+授業料支援補助金〔大阪府])も一人あたり 55
万円から 58 万円に引き上げ(58 万円を越える場合は学校負担)。

⑦ 2011/01/01 より 16 歳未満の扶養親族に対する扶養控除(38 万円)廃止、16 歳以上 19 歳未
満の特定扶養親族の扶養控除(63 万円)の上乗せ部分(25 万円)が廃止→増税分が「子ども手
当」と「無償化」の就学支援金では? 地方税にも反映?

【表 4】大阪市・義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付要綱（新旧対照表）

旧（1991 年 4 月施行）	新（2012 年 3 月施行）
（交付対象） 2 補助金交付の対象者は、本市内において各種学校を設置する私立学校法に定める学校法人（以下「学校法人」という。）とする。	（交付対象） 2 補助金交付の対象者は、本市内において各種学校を設置し、<u>当該年度に大阪府私立外国人学校振興補助金の交付を受けることが見込まれる私立学校法に定める学校法人</u>（以下「学校法人」という。）とする。
（実績報告） 14 学校法人は、交付の日の属する会計年度の補助金交付対象事業が完了した場合、又は補助金交付対象事業の中止若しくは廃止を市長に報告した場合は、交付の日の属する会計年度の末日までに、義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付対象事業の実績報告書（様式 6）を市長に提出しなければならない。	（実績報告） 14 学校法人は、交付の日の属する会計年度の補助金交付対象事業が完了した場合、又は補助金交付対象事業の中止若しくは廃止を市長に報告した場合は、交付の日の属する会計年度の末日までに、義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金交付対象事業の実績報告書（様式 6）を市長に提出しなければならない。 (2)前項の実績報告書を提出するときは、<u>当該年度に係る大阪府私立外国人学校振興補助金の交付を受けたことを証する書類を添付して</u>、これを提出しなければならない。
	附則 この改正要綱は、平成 24 年 3 月 27 日から施行し、平成 23 年度の事業から適用する。

【表 5】大阪市「市政改革プラン」に係るパブリックコメントで出された意見

【義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金】意見概要
(反対) ●あるべき姿など一般的なものなど ・ これまで積み上げてきた多文化共生への取組を損なうもの。 ・ 大阪の先駆的な人権施策を後退させる。 ・ 民族教育の価値を否定したという誤ったメッセージを送ることになる。 ・ 在日コリアンが大阪に多く住む歴史経緯などを考慮した補助であり、在日外国人との相互尊重、信頼を保つため支援は継続すべき。 ・ 子どもの権利条約に違反。 ・ 思想良心の自由、学習権の不当な侵害。 ・ 朝鮮学校に通う子ども達にも、公立や私立に通う子ども達と同じ水準で教育を受ける権利がある。 ・ 朝鮮学校は大学入試資格などにおいて日本の学校と同様で、逆に助成を充実させるべき。 ・ 朝鮮学校や中華学校に子どもを送っている保護者も市民税を納税し、市民としての義務を果たしている。 ・ 在日外国人が安心して自分のアイデンティティーを実現できる都市づくりを目指してほしい。 ・ 国際社会でますます仲良くしなければならない。今の補助が何年、何世代にわたって実ってくる。 ・ 日本の将来にとってアジアの新興諸国との関係改善は重要性を増している。 ・ 民族教育が共生することは市の発展につながる。 ・ 財政再建のため教育的支出の廃止などすべきではない。 ●個人的な事情など ・ 朝鮮学校の子どもはスポーツでも大阪府の代表として活躍している。在日外国人との共生が大阪市の活力になる。 ・ 朝鮮学校に通う隣の子どもの躰が良い。こんな子が育つ学校にもっと協力すべき。 ●その他 ・ 他の団体運営費補助と同じ観点で論ずべき問題ではない。 ・ 府や政府へ助成の要請を行うべき。 (賛成) ・ 国によって教育方式が異なる。補助する必要はないと思う。

資料・朝鮮学校の高校無償化排除と補助金カット関連の国際人権機関からの勧告・発言

2012/06/16

師岡康子（外国人学校ネットワーク）

2010 年 2 月 人種差別撤廃委員会勧告

22. 「委員会は、子どもの教育に差別的な効果をもたらす行為に懸念を表明する。

(e) 締約国において現在、公立および私立の高校、高等専門学校、高校に匹敵する教育課程を持つさまざまな教育機関を対象とした、高校教育無償化の法改正の提案がなされているところ、そこから朝鮮学校を排除すべきことを提案している何人かの政治家の態度(第2条、第5条)。

2010 年 5 月 子どもの権利委員会勧告

73. 委員会は、締約国に対し、外国人学校への補助金を増額し、かつ大学入試へのアクセスにおいて差別が行なわれないことを確保するよう奨励する。

2010 年 5 月 国連人権高等弁務官

日本訪問時、高校授業料の実質無償化を「大変良い進歩的な措置」と評価した上で、「教育を受ける権利は日本に住むすべての人に広げられなければならない。でなければ差別だ」と発言。

2011 年 3 月 移住者の人権特別報告者勧告

81. (e) 中央政府と都道府県庁は、外国人学校への資金的支援を増やすべきである。さらに、外国人学校間で差別をしないため、政府は、韓国・朝鮮人、ブラジル人、ペルー人、フィリピン人その他の外国人学校が、他の私立のインターナショナル・スクールや日本の学校と同様の支援を受けるよう、補助金を増額し、税制優遇措置を適用すべきである。

2012 年 2 月 人種差別撤廃委員会へ早期警戒・緊急行動手続き申請

2012 年 5 月 社会権規約委員会予備審査における日本に対する質問事項

28. 民族的マイノリティおよび移住者家族に属する子どもたち、とりわけ朝鮮に起源を持つ子どもたちへの根強い差別に対する措置の効果について情報を提供されたい。これらの子どもに対し、公立学校における自己の言語の教育および自己の文化に関する教育を含む、無理なく費用を負担できる条件での教育へのアクセスを保障するためにとられている措置も明らかにされたい。マイノリティの学校に対して締約国が与えている財政援助についての詳しい情報を提供されたい。（師岡康子仮訳）

<参考>

自由権規約委員会第5回政府報告書審査（2008年）に関する質問への回答

問28. 民族的マイノリティの子ども、特に在日韓国・朝鮮人、アイヌ民族に関し、独自の言語や文化について学べる十分な機会を提供するためにとった施策につき情報を提供されたい。在日韓国・朝鮮人やその他の民族的マイノリティの学校を公式に認め、無差別を基礎として補

助金を提供し、これらの学校の修了証書を大学入学資格を得ることのできるものと認める上でどのような施策をとっているのか。

回答 28. 義務教育諸学校に在籍する場合には、課外等において、母語・母文化に触れる機会を設けることは可能である。また、多くの在日韓国・朝鮮人学校等において、在日韓国・朝鮮人は独自の文化について学べる機会を得ている。これらの学校等については、そのほとんどが既に各種学校として所轄庁（各都道府県）の認可を受けており、その所轄庁等が補助金を提供している。

社会権規約委員会勧告（2001 年）

60. 委員会は、言語的マイノリティに属する生徒が相当数就学している公立学校の正規のカリキュラムに母語による教育を導入するよう強く勧告する。委員会はさらに、締約国が、マイノリティの学校およびとくに朝鮮学校が国の教育カリキュラムにしたがっている状況においては当該学校を公的に認め、それによって当該学校が補助金その他の財政援助を得られるようにすること及び当該学校の卒業資格を大学入学試験の受験資格として承認することを勧告するものである。

<今後の日程>

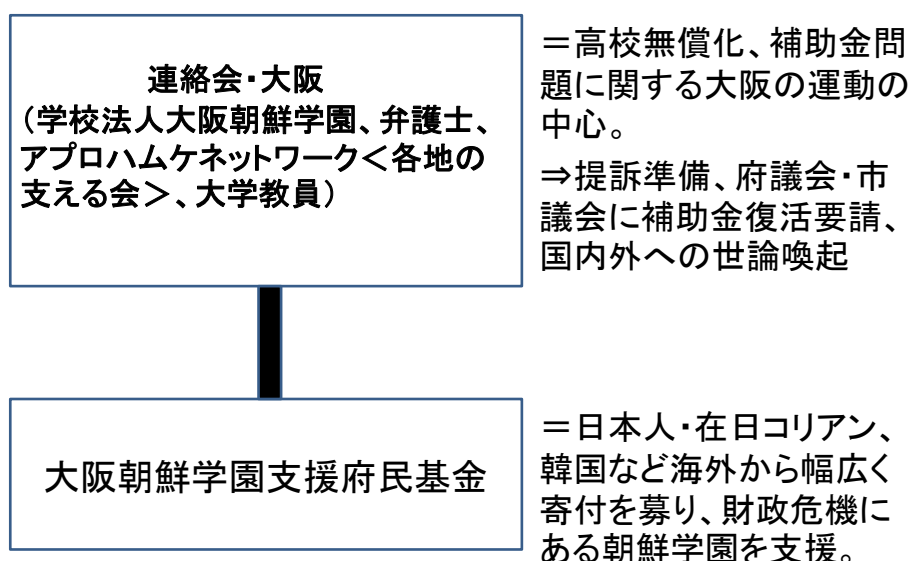
2012年 8 月	人種差別撤廃委員会
2012年10～11月	日本に対する普遍的定期的審査
2013年 5 月	社会権規約委員会の日本に対する本審査

講演②『大阪朝鮮学園支援府民基金について』

2012.6.16 大阪朝鮮学園支援府民基金立ち上げ集会

1. 「朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪」の下に、大阪朝鮮学園支援府民基金を設立

- ・補助金を復活させるための連絡会・大阪の運動と、大阪府民基金の運動を連動して行おう！



2. 連絡会・大阪の取り組み

- ① 提訴の準備
- ② 国連社会権規約委員会への要請に協力
- ③ 4月17日より、毎週火曜日に大阪府庁前で街宣活動
- ④ 府議会・市議会への要請 6.12 など
- ⑤ 大阪朝高美術部作成のポストカード販売
- ⑥ 11月16日(金) 6時開場 東大阪市民会館で、1,500人のチャリティーコンサート

3. 大阪府民基金の取り組み

・府・市の補助金カットの不当性を広範に訴え、広く浅く寄付を

① 韓国の諸団体へ

尹美香さん（韓国挺身隊問題対策協議会常任代表・戦争と女性の人権博物館館長）が最初
藤永さんがプレシアンに寄稿。

② 日本人諸団体・広範な人々に

組合、日本キリスト教団など宗教団体など

③ 在日コリアン

④ 朝鮮学校の周辺

＊6月15日現在で、47万円。

お名前だけで振り込み：ホン ギルトン 10万。

住所などの連絡はE-mailで送って下さい。osakakikin@yahoo.co.jp

こちらからアクセスできます！

「朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪（無償化連絡会・大阪）」



←QRコード（携帯電話でアクセスできます）

ホームページアドレス↓

<http://www.renrakukai-o.net>

「大阪朝鮮学園支援府民基金（大阪府民基金）」



←QRコード（携帯電話でアクセスできます）

ホームページアドレス↓

<http://www.osakahuminkikin.net>

「大阪朝鮮学園支援府民基金」 会則

第1 条（名称）

本会の名称を、「大阪朝鮮学園支援府民基金」（略称「大阪府民基金」）とする。

第2 条（目的）

本基金は、日本政府の朝鮮高級学校に対する「高校無償化」不適用と、大阪府・大阪市の学校法人大阪朝鮮学園に対する不当な補助金不支給に抗議し、在日コリアンの民族教育権を支援し大阪朝鮮学園に対する財政的支援を行うために、「朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪」（以下「連絡会・大阪」という）の下に設ける。

第3 条（寄付金その他収入）

1 本基金は、第2条の目的を達成するために、大阪府民および全国各地、海外の市民（民族や国籍など問わず）より寄付金を募る。団体や企業からは広告代などを募る場合がある。

2 寄付金額は、個人一口1,000 円、団体一口1 万円（複数口も可）とする。

第4 条（賛助金）

1 本基金の収入は、郵送代などの運営費を除く全額を、大阪朝鮮学園が運営するすべての朝鮮学校への賛助金に当てる。

2 第1項の規定にかかわらず、収入の1割を限度として、「高校無償化」および大阪府・大阪市補助金関連の裁判費用を支援する場合がある。

第5 条（呼びかけ人と事務局）

1 本基金に事務局を置く。事務局は呼びかけ人、および第2 条の目的に賛同する者の中から呼びかけ人が推薦する5 ～ 15 人によって構成する。

2 事務局には互選により、事務局長1 人、会計責任者1人、名簿管理責任者1 人を置く。

3 本基金に会計監査をおく。会計監査は、連絡会・大阪が推薦した者とする。

4 一年度を4 月から翌年3 月末までとし、事務局会議を年2 回以上開催して募金活動報告と会計報告を審議し、活動計画と基金の運用計画、会則改正など、本基金の運営体制を定める。

5 事務局は半年ごとに、募金活動報告と会計報告をまとめた「中間報告書」と「年間報告書および会計監査報告書」を作成し、ホームページなどで報告する。

以上

呼びかけ人（50 音順）：伊地知紀子（大阪市立大学）宇野田尚哉（大阪大学）高龍秀（甲南大学）蔡徳七（大阪大学）鄭雅英（立命館大学）丹羽雅雄（弁護士）藤永壯（大阪産業大学）裴光雄（大阪教育大学）文京洙（立命館大学）文鐘聲（太成学院大学）

賛同人（50 音順）：庵途由香（立命館大学）板垣竜太（同志社大学）内海愛子（大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター）太田修（同志社大学）岡崎真由子（弁護士）長志珠絵（神戸大学）総谷智雄（近畿医療福祉大学）河かおる（滋賀県立大学）金尚均（龍谷大学）金賢得（京都大学）金明秀（関西学院大学）金英哲（弁護士）具良鈺（弁護士）高賛侑（ノンフィクション作家）高正子（神戸大学）駒込武（京都大学）酒井裕美（大阪大学）ト田真一郎（常磐会短期大学）鈴木健介（弁護士）空野佳弘（弁護士）宋基燦（大谷大学）富山一郎（同志社大学）中島智子（プール学院大学）仲野誠（鳥取大学）中森俊久（弁護士）服部良一（衆議院議員）原啓一郎（弁護士）飛田雄一（神戸学生青年センター）廣岡浄進（大阪観光大学）藤井幸之助（神戸女学院大学）細見和之（大阪府立大学）水野直樹（京都大学）李月順（関西大学）李承現（弁護士） 34 人

住所などの連絡はE-mail で⇒ osakakikin@yahoo.co.jp

大阪市会議長 辻 淳子 様

朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪

共同代表 丹羽雅雄（弁護士）

藤永 壯（大阪産業大学教授）

伊地知紀子（大阪市立大学准教授）

宇野田尚哉（大阪大学准教授）

李 昶 林（朝鮮学校保護者代表）

陳 情 書

陳情趣旨

日ごろから大阪市政運営にご尽力くださり、ありがとうございます。私たちは、朝鮮学校も日本の他の学校と平等・公平な処遇をうけられるようにすることを求める活動をしているものです。

さて、さる 3 月 22 日、大阪市は同年 3 月末までに交付予定であった学校法人大阪朝鮮学園（以下、「学園」という）への 2011 年度分「義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金」（以下、「本補助金」という）約 2700 万円の不交付を決定し、学園の申請から半年以上が経過した 3 月 30 日付で不交付通知書を送付しました。担当部署である大阪市総務部行政部総務課は不交付の理由を、本補助金交付要綱第 2 項に定めた当該年度の「大阪府私立外国人学校振興補助金」の交付対象法人でないからと説明しています。

しかし、この説明は誤りです。本補助金交付要綱が改正、施行されて上記の規定が盛り込まれたのは本年 3 月 27 日のことですが、マスコミの報道によれば、先述のように大阪市はそれ以前の 3 月 22 日に不交付決定を明らかにしていました。すなわち、学園が要綱に定めた交付対象に該当しなかったのではなく、学園を交付対象から除外するために要綱を改正したのです。非常に欺瞞的で、到底受け入れがたいものです。

また、溯って 3 月 8 日、総務課は本補助金交付の条件として、学園に対して 5 項目を提示し、その中には「朝鮮総連との関係を清算すること」という不当な項目が含まれていました。この項目は、学園以外の私立外国人学校に対しては無意味な内容であり、明らかに学園だけに狙いを定めた条件でした。後日、総務課はこの条件について不正確であったと弁明していますが、学園だけを補助金交付対象から除外する意図があったという事実が消えるわけではありません。

これらの事実より、学園への補助金不交付は、学園に対するきわめて不当な差別的措置であり、撤回されてしかるべきです。なお付言すれば、学園への補助金交付を定めた 2011 年度予算は、市会の審議、採決によって決定されたものですが、補助金不交付について、市会に一言も諮らず、市長が判断したことは、露骨な市会無視であり、ひいては有権者、市民を無視した行為にほかならないと考えます。

次に、公表されている大阪市の市政改革プランでは、今年度より本補助金の廃止を計画しています。しかし「自由権規約（国際人権 B 規約）」「子どもの権利条約」「マイノリティの権利宣言」などの国際人権法において、マイノリティの教育に関する権利は保障されており、国家や地方自治体はその実現と促進を図るために積極的措置を講じなければなりません。とくに大阪市は外国籍住民が多く、多民族・多文化共生政策を推進してきた実績があり、「教育」という現場は多民族・多文化共生を根付かせる場の一つとして重視されてきました。

しかしながら本補助金の廃止は、その流れに逆行し、大阪市自身が積み上げてきた多民族・多文化共生への取り組みを大きく損なうものと考えます。上記のような差別的措置をもって学園を本補助金の対象から除外したうえ、本補助金制度そのものを廃止すれば、大阪市はマイノリティの教育に関する権利、民族教育の価値を否定したという誤ったメッセージを国内外に発信することとなり、差別を煽動することにつながりかねません。

以上より、私たちは次の 3 点を大阪市会でご審議下さるようお願いいたします。

陳情項目

1. 市会が承認した予算の執行にあたって、市長が要綱を改正までして大阪朝鮮学園への補助金を停止したことは、市長による不当な権限の行使であり、市会および市民を無視した行為ではないでしょうか。市会から市長に抗議して下さい。
2. 大阪朝鮮学園に対し、前年度分の「義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金」を溯って交付するよう、市会から市長へ強く要請して下さい。
3. 同補助金を廃止せず、今年度補正予算に大阪朝鮮学園への交付を計上して下さい。